

『基礎からわかる 輸出時の食品表示の実務ガイドブック』解説等追記のお知らせ

株式会社ラベルバンク

■ 第3部Ⅱ-3, p. 201, 各国の原材料と添加物確認の事例(アメリカ) (2026/3/6)

第3部Ⅱ-3, p. 201, 6-8行目において、以下の通り食品規格のメモに触れていますが、その後にメモに関する解説がないため、p. 204～205に追記いたします。

ページ	箇所	本文
p. 201	6-8行目	食品規格にも、添加物や表示の要件に関する定めがある場合もありますので(例えば § 163.130 Milk chocolate には「乳化剤の使用は1.0%まで」と定められています)、メモをしておきましょう。

ページ	箇所	本文(追記内容は赤字)	
p. 204	4-6行目	事例のレシチンは、§ 184.1400 Lecithin の規格より大豆由来の規格と、GMP(適正製造規範: Good Manufacturing Practice)のもとで使用可能であることが確認できます。ただし Milk chocolate への使用については、p. 201のメモのとおり基準を満たすかどうかの確認が必要です。	
p. 205	(図表 3-21)	Lecithin (Soy)	§ 184.1400☑ 乳化剤として使用可 (GMP) ※ただし Milk chocolate (§ 163.130) の基準値の確認が必要

■ 第3部Ⅱ-5, p. 265, 各国の表示作成とチェックの事例(EU(フランス)) (2026/7/21)

解説が不足しており誤解を招く表現であったため、以下のとおり追記いたします。

ページ	箇所	本文(追記内容は赤字)
p. 265	4-6行目	「Contains ○○, ○○」による一括表示は、原材料リストにアレルギーを含む原材料がない場合にのみ使用できます。 (実質的に、原材料リストそのものがない場合を指します)

以上